

取締役会決議事項および執行役への委任事項の概要

取締役会は、事業および財務戦略ならびに年度および中長期の事業計画を含む経営の基本方針、執行役の選任等の特定の重要事項、その他法令、定款で定められた事項の決定を行います。それ以外の事項に関する業務執行の意思決定については、業務執行の機動性と柔軟性を高め、かつ取締役会による監督の実効性を強化するために、原則として執行役に委任します。

取締役会の決議事項の概要は以下の表 I に定めるとおりです。また、当該決議事項以外の事項の決定については、NSG グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン第 10 条第 1 項第 2 号に定めるとおり、執行役に委任されます。ただし、以下の表 II の執行役の取締役会への報告事項については、取締役会に報告されます。

(注)

- (1) 以下の表において「当会社」とは、日本板硝子株式会社を指します。
- (2) 以下の表において「グループ」とは、NSG グループを指し、当会社およびその子会社から成る企業集団を指します。
- (3) 以下の表において「委員会」とは、指名委員会、報酬委員会もしくは監査委員会またはそれらのすべてを指します。

表 I: 取締役会の決議事項の概要

1.経営の基本方針	(1) グループの中長期経営方針、経営計画、ビジョン等(「中長期経営方針」)の決定及びその重要な変更 (2) グループ及び当会社の年度事業計画及び年度資金計画を含む年度予算の基本方針(「年度計画の大綱」)の決定及びその重要な変更 (3) グループ及び当会社の企業価値向上の基本方針又は施策に関する事項 (4) 株主に対する利益還元方針を含む資本政策に関する基本方針の策定及びその重要な変更 (5) グループのサステナビリティについての基本方針(「サステナビリティの基本方針」)の策定及びその重要な変更
2.内部統制システムの基本方針	(1) 執行役の職務の執行が法令定款に適合することを確保するための体制その他当会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備 (2) 監査委員会が取締役、執行役の職務執行について、その監査職務を執行するために必要な事項
3.究極親会社レベルにおける重要な社内規則規程	次に掲げる社内規則規程の制定および改廃。ただし、これらの規則規程中において、当該規則規程にかかる一定の改正権限を委員会等の機関へ授権している場合を除く。 (1) コーポレートガバナンス・ガイドライン

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 取締役会の役割及び運営に関する社内規程 (3) 取締役会の運営手続及び付議基準に関する規則 (4) 指名委員会規程 (5) 報酬委員会規程 (6) 監査委員会規程 (7) 経営会議規程(但し、重要な改正に限る¹⁾) (8) 取締役又は執行役の役割若しくは職務の内容、定年、任期、処遇、支出等に関する規程
4.株主総会に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 株主総会の招集および付議議案(取締役および会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。)ならびに電磁的方法による議決権行使およびこれに付帯関連する事項 (2) 株主総会の招集権者および当該招集権者に事故あるときの代行順序 (3) 株主総会の議長および当該議長選定者に事故あるときの代行順序 (4) 株主提案に関する事項(株式取扱規則に基づく、10 を超える数に相当することとなる議案の決定及びその対応、並びに株主提案の拒絶を含む)
5.株式の取扱に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所(定款第9条) (2) 株式取扱規則の制定および改廃(定款第10条)
6.取締役会、取締役および執行役に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 役付取締役(取締役会議長、取締役会長、取締役副会長等)の選定、解職(規程第5条に従い、法令に別段の定めのある場合を除き、役付取締役としての取締役会議長が取締役会を招集し、議長となる。) (2) 規程第5条に基づく、取締役会議長に事故あるときの取締役会の議長職を努める取締役の順序(当該規定に従い、定時株主総会後の取締役会において定める。) (3) 規程第5条に基づく、執行役から取締役会の招集の請求を受ける取締役 (4) 執行役の選任、解任 (5) 代表執行役の選定、解職 (6) 役付執行役(社長、副社長、執行役専務、執行役常務等)の選定、解職 (7) 最高経営責任者(Chief Executive Officer 又は CEO)、最高執行責任者(Chief Operating Officer 又は COO)、最高財務責任者(Chief Financial Officer 又は CFO)、その他その職務に応じてグループにおける最高職位を示す者として取締役会が指定する職位に関する選定、解職(ただし、取締役会において別段の決議のない限り、これらの役職は、(i) 執行役の中から選定され、(ii) 特に最高経営責任者は、代表執行役の中からのみ選定さ

¹ 経営会議の機関の性格、定例メンバーの重要な改正等

	<p>れ、(iii) 最高執行責任者は、同時に別の者が最高経営責任者に選定されている場合に限り、選定されることがあるものとする。)</p> <p>(8) カンパニーセクレタリーの選定、解職</p> <p>(9) 執行役の職務の分掌・指揮命令の関係その他執行役相互の関係に関する事項の決定</p> <p>(10) 使用人兼務執行役の使用人職務の委嘱及び解嘱</p> <p>(11) 取締役、執行役の競業取引、自己取引及び利益相反取引の承認</p> <p>(12) 社外取締役ではなくかつ執行役を兼任しない取締役、及び執行役によるグループ子会社、関連会社及びこれらの子会社等が構成する団体以外の会社、団体等(営利組織であるか否かは問わない。)の役員、理事、使用人等の兼務。なお、取締役会は、必要に応じて、当該兼務の基準の詳細についてガイドラインを定める。</p> <p>(13) 取締役、執行役の損害賠償責任の免除</p> <p>(14) 取締役または執行役の職務に関し:</p> <p>①会社による補償契約の締結</p> <p>②役員賠償責任保険の付保および重要な保険条件の変更</p> <p>(15) 社外取締役への業務執行の委託</p> <p>(16) 取締役会、委員会、経営会議又は執行役等に関する実効性評価の実施及びその内容の決定</p>
7.委員会および委員に関する事項	<p>(1) 指名委員会、報酬委員会および監査委員会を組織する取締役の選定、解職</p> <p>(2) 各委員会の委員長の選定</p> <p>(3) 常勤監査委員の設置の有無および設置する場合の選定</p> <p>(4) 当会社と監査委員間の訴訟において当会社を代表する者の決定</p> <p>(5) 委員会以外の取締役会内部委員会(ただし、取締役会に対する諮問機関としての性格を持つもの限り、意思決定機能は有さないものに限る。)の設置および改廃</p>
8.決算およびその開示に関する事項	<p>(1) 計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)及びその附属明細書、事業報告及びその附属明細書並びに連結決算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)の承認</p> <p>(2) 臨時計算書類の承認</p> <p>(3) 剰余金の配当等の決定(自己株式の取得、準備金の減少、剰余金の処分、配当予想の決定を含む。)</p> <p>(4) 事業年度末にかかる決算発表の内容(連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結包括利益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに注記)を含む。)の承認</p>
9.株式、資本等に	<p>(1) 株主総会の決議に基づく自己株式の取得</p>

<p>関する事項</p>	<p>(2) 株主総会の付議議案となる募集株式の発行 (3) 当社株式の希薄化率が 20%以上となる第三者割当等の事項</p>
<p>10. 組織再編等に関する事項(当社自身が関わるもの)</p>	<p>(1) 当会社の事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、他の会社の事業の全部の譲受、事業の全部の賃貸借、事業の全部の経営委任、又は損益共通契約等の締結、変更若しくは終了(簡易手続による場合を除く。) (2) 株式交換契約(簡易手続による場合を除く。) (3) 株式移転計画 (4) 合併契約(簡易手続による場合を除く。) (5) 吸収分割契約(簡易手続による場合を除く。) (6) 新設分割計画(簡易手続による場合を除く。) (7) 株式交付契約の決定(簡易手続による場合を除く。) (8) 自己株式の公開買付及び他社による当社株式の公開買付に対する当会社の意見表明の内容</p>
<p>11. 株主代表訴訟に関する事項</p>	<p>(1) 監査委員及び会計監査人に対する責任追及の訴えが株主から提起された場合の当該提訴の当否及び不提訴の場合の不提訴理由書の内容 (2) 株主から株主代表訴訟の提起告知を受けた場合、その相手方が監査委員であるときの当会社による共同訴訟人としての訴訟参加の当否 (3) 取締役又は執行役に対して株主代表訴訟が提起された場合、当会社による取締役又は執行役側への補助参加の当否</p>
<p>12. その他の特に重要な事項</p>	<p>(1) 当会社の株主総会の決議により取締役会に委任された事項 (2) 当会社の発行する株式についての東京証券取引所における市場区分の選択及び上場の廃止 (3) 当会社の発行する株式(預託証券を利用する場合を含む)の国内外における新規の上場及びその廃止、グループ会社の発行する重要な有価証券の上場及びその廃止 (4) 当会社の破産、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立 (5) 当会社の財務諸表又は四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する事項の注記 (6) (文脈により適切でない場合を除き) コーポレートガバナンス・コード又は当社の制定するコーポレートガバナンス・ガイドラインに照らして、特に重要な逸脱があり、若しくは実施のない場合の「説明」 (7) 当会社の買収防衛策の導入 (8) その他取締役会が必要と認めた事項</p>

表 II: 取締役会に対する報告事項の概要

<p>1.各委員会の取締役会への報告事項</p>	<p>各委員会の職務執行状況</p>
<p>2.執行役の取締役会への報告事項</p>	<p>(1) 「中長期経営方針」の軽微な変更及び「中長期経営方針」に基づく主要な進捗と見通しの状況</p> <p>(2) 「年度計画の大綱」に基づく年度事業計画及び年度資金計画を含む年度予算</p> <p>(3) グループ及び当会社単体の業績に関する四半期決算及びその発表の内容</p> <p>(4) 通期業績予想の決定及び金融商品取引所への開示が必要となる重要な修正</p> <p>(5) 有価証券報告書の内容の概要</p> <p>(6) I.2 に定める内部統制システムの全般的な運用状況</p> <p>(7) サステナビリティ、倫理及びコンプライアンス、グループ保険を含む全社的なリスクマネジメント、コーポレートガバナンスに関する重要な事項</p> <p>(8) 会計監査人に関する事項</p> <p>①会計監査人による重要な指摘又は要請事項</p> <p>②会計監査人の報酬</p> <p>(9) 役員等に関する事項</p> <p>①取締役又は執行役のトレーニング状況のレビュー結果</p> <p>②取締役又は執行役に対し、会社による補償がされた場合、その内容</p> <p>③取締役との責任限定契約の締結及び重要な変更</p> <p>(10)重要なグループレベルの方針として、下記の規程等の策定及び重要な改正</p> <p>①グループ倫理規範</p> <p>②「サステナビリティの基本方針」に基づき執行役において定めるグループレベルのサステナビリティ方針</p> <p>③政策保有株式(上場株式に限る)の保有に関する基本方針及びその議決権行使に関する方針</p> <p>④取締役又は執行役のトレーニングに関する規程</p> <p>⑤株主との建設的な対話を促進するための方針</p> <p>⑥関連当事者との取引に関するグループレベルの方針</p> <p>⑦内部通報及び不正行為の管理基準に関する方針</p> <p>⑧関係会社の経営管理に関するグループレベルの方針</p> <p>⑨利益相反の回避に関するグループレベルの方針</p>

	<p>⑩知的財産権若しくは技術の他との共同開発、他からの取得、導入、他への供与/ライセンス、指導、サービス支援(エンジニアリングサービスの提供を含む。)又はその他の処分に 関する重要な方針</p> <p>⑪経営会議規程の改正(取締役会の審議事項となるものを除く)</p> <p>⑫グループの組織及びガバナンスに関する規程(「グループ組織ガバナンス規程」)</p> <p>(11)株式、資本等に関する事項</p> <p>①子会社が有する当会社の株式の取得</p> <p>②自己株式の処分(単元未満株式の買増請求によるもの、新株予約権の行使によるものを除く。)</p> <p>③株式の分割、無償割当</p> <p>④単元株式数の減少又はその定め廃止</p> <p>⑤株式の発行(新株予約権の行使によるものを除く。)</p> <p>⑥新株予約権の発行及び当社が新株予約権を取得することができる事由</p> <p>⑦所在不明株主の株式の競売等</p> <p>⑧社債の募集に係る事項</p> <p>(12)執行役に決定が委任されている重要な組織再編、子会社の設立等に関する事項</p> <p>(13)資金調達に関する事項</p> <p>①グループの中長期及び年度別の資金調達及び返済計画の策定の状況及び経過に関する報告</p> <p>②グループ全体の観点から、グループ会社のいずれかで行う第三者からの多額の借入等の金融負債の負担行為(原則として100億円を超えるものは、多額の借入等に該当するものとする。)</p> <p>(14)重要な使用人の選任及び解任</p> <p>グループの各事業部門の長及び各グループファンクションの長並びにこれらに準じる職責を有する者の選任、解職(組織改正によるこれらの役職の承継役職を含む。)</p> <p>(15)重要な組織の設置、変更、廃止</p> <p>①「グループ組織ガバナンス規程」の重要な変更を伴う組織の設置、改編等</p> <p>②既存の権限委譲及び職務分担の体制に関して重要な変更を伴うグループの意思決定体制の改編</p> <p>(16)重要な対外発表</p> <p>(17)重要な新規事業、研究開発方針及び進捗</p> <p>(18)大規模な製品のリコール</p> <p>(19)その他の重要な業務執行に関する事項(ただし、取締役会の別段の指示がない限り、当該重要性については、対価、簿価、内在するリスク、及び負担の程度等を勘案して執行役が判断するものとするが、数値基準を定めるものは、それに従う。)</p>
--	---

- ①グループ全体の観点から、グループ会社のいずれかで行う特に重要な事業又は子会社持分等の取得又は処分(対価又は簿価が100億円を超えるものを含み、I.11の組織再編に係る方法に該当するものを除く。)
- ②グループ全体の観点から、グループ会社のいずれかで行う特に重要な有形・無形資産の取得又は処分(グループの重要な工場施設等の取得、建設、休止、操業の再開及び閉鎖を含み、対価又は簿価の総額が100億円を超えるもの。)
- ③グループ会社のいずれかで行う原則として5億円を超える債権の放棄又は債務の免除
- ④グループ会社が第三者のために行う重要な債務保証(損失補填、損害担保、スタンバイLC等による財務支援行為を含む。ただし、銀行等が行うグループ会社の債務保証に対して、当該銀行等に損失補填の約定を行う場合は除く。)
- ⑤グループ会社が第三者のために行う重要な担保の提供(法令の適用に発生するもの、又は通例的な取引の過程において発生し、若しくは提供されるものを除く。)
- ⑥グループ会社の保持する重要な退職者向けの年金給付、医療給付プラン等に関し、重要な負債、義務若しくは責任を負担し、又はそのおそれのある行為(特に当会社及びPilkington Superannuation Schemeに関するものを含む。)ただし、特に重要なものに限る。
- ⑦グループ会社のいずれかで行う1000万円を超える贈答、寄付、謝礼
- ⑧執行役とグループ会社との間における雇用又は任用契約が締結される場合、当該契約の締結、重要な変更及び解除(ただし、いずれかの委員会において当該事項にかかる報告がされた場合は、重ねて取締役会に報告することを要しない。)
- ⑨執行役が当会社グループを離職するに当たり、当会社又はグループ会社との間で契約が締結される場合、当該契約の締結、重要な変更及び解除(ただし、いずれかの委員会において当該事項にかかる報告がされた場合は、重ねて取締役会に報告することを要しない。)
- ⑩特に重要な支出を伴い、若しくは異例と考えられるプロジェクトの決定(IT、単独ないし共同の研究開発、研究委託等を含む。)
- ⑪1億円を超える支出を伴うコンサルタント、アドバイザー等の起用。なお、支出額の想定規模に関わらず、当該コンサルタント等の起用目的に係るプロジェクト等が取締役会の決議事項となるときは、当該プロジェクトを構成する一部として審議し、若しくは報告を行う。
- ⑫重要な裁判上及び行政上の係争手続の開始決定(係争費用及び賠償金等を含め、20億円を超え、又は超えることが予期される場合は、原則として当該重要性を満たすものとする。)

(20)行政機関によるグループ会社に対する特に重要な調査、係争手続きの開始

	<p>(21)特に重要な係争に関する訴訟等の終結又は調停、仲裁、和解等によるその解決(上記 I I. (19) ⑫として取締役会に報告された事項については、原則として当該重要性を満たすものとする。)</p> <p>(22)取締役会の決議を経た事項の中止若しくは無期の延期、又はその開始時期若しくは完了時期の重要な遅延</p> <p>(23)取締役会が特定又は要請した経営上の重要課題に関する実施計画及びその進捗状況</p> <p>(24)上記の他、取締役会において承認され、若しくは報告された内容について重要な進捗のある場合、又は上記のいずれにも該当しない業務執行、発生事項について特に重要なもの</p>
--	--